

令和6年度

## 「粉じん作業特別教育」の開催について

労働安全衛生法では、粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業（注）に労働者を就かせるときは、事業者は法令で定めた特別教育を行わなければならないと規定されております。（同法第59条第3項）

このたび当協会では、この特別教育を下記のとおり開催いたしますので、積極的に受講させていただきますようご案内申し上げます。

（注）特定粉じん作業とは、一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます。

製造業の場合には、研ま、粉碎、混合、袋詰め、鋳物作業など、ほとんどが特定粉じん作業に該当します。

### 記

- 1 講習日時及び会場 [学科講習会場]
    - (1) 6年 5月18日(土) 沼津商工会議所
    - (2) 11月 1日(金) 沼津労政会館  
(学科講習会場)  
「沼津商工会議所」4階大会議室 沼津市米山町6-5  
※会場に受講者用の駐車場は、ありません。  
付近のプラサヴェルデの有料駐車場をご利用下さい。  
(30分100円、上限1,000円1日)  
なるべく公共交通機関をご利用下さい。(JR沼津駅から徒歩5分)
  - 「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3  
※会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。(JR沼津駅から徒歩15分)
- (時間) ① 午前9時10分から午後3時までの予定で実施します。  
② 昼食休憩は、50分と短いのでご留意下さい。  
③ 開始の10分前までにお集まり下さい。
- 2 講習会費 (テキスト代・消費税を含む)  
受講者1名について  
当協会会員事業場 9,900円 (内消費税900円)  
非会員事業場 11,000円 (内消費税1,000円)
  - 3 受講申込方法
    - (1) 下記申込書に必要事項を記入され、会費を添えて当協会にお申込下さい。  
受講票をお渡しします。  
定員(60名)に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。  
※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990
    - (2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。
    - (3) 一旦納入されました講習会費は、講習日の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。
  - 4 修了証の交付  
講習修了者には、「粉じん作業特別教育修了証」を当日交付します。
  - 5 持参するもの  
開催当日は、受講票及び筆記用具を持参して下さい。  
なお、本人確認の為、自動車運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の何れかを持参して、席のナンバープレートの側に置いて下さい。

# 粉じん作業特別教育受講申込書

希望月日	年 月 日
------	-------

フリガナ	生年月日	現住所	会員・非会員の別
受講者氏名			
	昭和・平成		会・非
	昭和・平成		会・非
	昭和・平成		会・非

注（１）この申込書を基に修了証を作成しますので、氏名・生年月日は正確に記載して下さい。

（２）会員には、沼津協会のほか、県内他地区協会を含みます。

令和 年 月 日

〒 ー  
所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)
------------------

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

（ 静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059  
受取人 沼津労働基準協会 ）